

米国「相互関税」等の影響 その2

2025年4月

※ 本資料は4月23日時点の情報に基づいて作成しています。

1. 米国の追加関税の全容

- 米国の関税は複数の法令等によって規定されている。今回の「相互関税」は国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠法令としており、「自動車関税」「鉄鋼・アルミ関税」は別の法律に基づく。

根拠法	対象国・品目	関税率など
1974年通商法301条	中国原産品	2018年7月以降、1万以上の品目に7.5%～100%の関税を上乗せ
国際緊急経済権限法（IEEPA）		既存の関税率に20%を上乗せ（2025年2月発動（10%）、3月上乗せ税率を20%へ引き上げ）
	カナダ・メキシコの前産品	- 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）を上乗せ（2025年3月発動） - 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規制を満たす産品は追加関税から除外 ※ ただし自動車・同部品は「1962年通商拡大法232条」の追加関税の対象となる
	国・地域問わず全品目（カナダ、メキシコは対象外） ※ 相互関税	4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%上乗せ 4月9日以降、国ごとに個別に設定した相互関税率（日本は24%）まで引き上げ（4月10日以降、中国を除いて引き上げ税率の適用を90日間停止） ※ 以下の品目等は追加関税の対象外 「1962年通商拡大法232条」に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、調査中である銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギー及び関連製品 - 半導体関連製品（パソコンやスマートフォン、半導体製造装置など；別途追加関税の可能性）等
1962年通商拡大法232条	鉄鋼・アルミ製品	2018年3月以降、鉄鋼製品には25%、アルミ製品には10%の追加関税 2025年3月、アルミ製品の追加関税を25%に引き上げ 4月4日、関税対象にアルミ缶・缶ビールを追加（缶ビールはアルミ缶の価格のみに関税を課す）
	自動車・同部品	- 自動車に対して既存の関税率に25%を上乗せ（2025年4月3日発動） - 自動車部品に対して既存の関税率に25%を上乗せ（2025年5月3日発動）
	銅、木材、半導体、医薬品、重要鉱物	商務長官に調査を指示

2. 相互関税等による各国との貿易概観

- 日本から米国へ輸出する場合、通常の間税率（MFN間税率または日米貿易協定による間税率）に相互関税等が上乗せされる。
- ベトナムの上乗せ間税率は現状+10%、90日間の停止措置終了後は**46%**。ベトナムから製品を日本へ輸入し、実質的な変更を行わず米国へ輸出する場合、原産国であるベトナムの税率が適用される。日本で実質的な変更を行う場合は、日本の税率が適用される（注1）。
- 中国には相互関税以外にも多くの追加関税が課されており、品目によって通常税率の+20%～+150%などの税率が上乗せされる。

（注1）米国における実質的な変更基準とは、一般的に「当該製品が、固有の名称、特徴又は用途を持ち合わせた、新たな異なる産品へと変更したか否か」に基づいて判断されるとされる。



日本

衣料品：通常間税率 + 10%
（相互関税10%、90日の停止措置終了後は+**24%**）

自動車：通常間税率 + 25%
（自動車25%）

半導体製造装置：通常間税率のまま

※ベトナムから輸入したものを
そのまま米国に輸出する場合
衣料品：通常間税率 + 10%
（90日の停止措置終了後は+**46%**）



米国

Tシャツ：通常間税率 + 152.5%
（対中追加関税（301条）7.5% + 対中追加関税（IEEPA）20% + 相互関税125%）

電気自動車：通常間税率 + 145%
（対中追加関税（301条）100% + 対中追加関税（IEEPA）20% + 自動車25%）

スマホ：通常間税率 + 20%
（対中追加関税（IEEPA）20% + 相互関税 0%）



中国



ベトナム

衣料品：通常間税率 + 10%
（90日の停止措置終了後は+**46%**）

3. 日米貿易協定

- 2020年1月1日に発効した日米貿易協定は、日米両国間の貿易取引を拡大させるため、米国側は工業製品を中心に、日本側は豚肉や牛肉をはじめとする一定の農産品や加工食品を中心として、関税の撤廃・削減を進めるもの。
- 通常、WTO加盟国の貿易取引にはMFN（Most Favored Nation Treatment；最恵国待遇）関税率が適用されているが、日米間の貿易取引においては、原産地規則要件を満たせば、日米貿易協定により特惠関税率が適用される。
- 今回の相互関税では、日米貿易協定が破棄されたわけではなく、協定を継続したうえで上乗せ税率を課すものとなっている。

【日米貿易協定による米国側の主な関税撤廃等の内容】

品目	関税率
マシニングセンタ	MFN税率 4.2% → 2年目撤廃
ゴム・プラスチック加工機械	MFN税率 3.1% → 2年目撤廃
エアコン部品	MFN税率 1.4% → 即時撤廃
炭素繊維製造用調整剤	MFN税率 6～6.5% → 即時半減/2年目半減
レーザー成形機 (3Dプリンタ含む)	MFN税率 3.5% → 2年目撤廃
燃料電池	MFN税率 2.7% → 即時撤廃
牛肉	低関税枠（4.4セント/kg）について、 日本枠200トンに複数国枠64,805トン をあわせ、65,005トンの枠にアクセス可能
メロン	MFN税率 1.6～28% → 即時撤廃/即時半減/3～5年目半減

（出所）日本貿易振興機構（ジェトロ）「日米貿易協定解説書」

【日米貿易協定の特恵関税利用の流れ】

① 輸出する品目のHTSコードを特定

- 自社製品のHSコード（前6桁が世界共通）を確認する
 - 輸出統計品目表 <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>
 - 実行関税率表 <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- HSコードを参考に、HTSコード（米国独自の関税分類番号）を特定する
 - 米国国際貿易委員会（ITC） <https://hts.usitc.gov/current>

② 関税率を調べる

- HTSコードに基づき、米国で通常適用される税率（MFN税率）を確認する
 - 米国関税データベース（HTS Search） <https://hts.usitc.gov>
 - World Tariff <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>
- 自社製品が日米貿易協定の対象か否かを確認し、特惠税率を調べる
 - 外務省「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」協定（英文）118ページ以降 <https://hts.usitc.gov/current>

③ 原産地規則を満たしているか確認する

- 自社の製品に適用される原産地規則を確認し、その規則を満たす

④ 輸入者による特惠待遇の要求を行う

- 輸入者において、米国税関で日米貿易協定の特恵待遇の要求を行う

4. 相互関税等によって日本から米国への輸出品に課される税率の事例

- 日本から米国への輸出品目ごとの税率（例）は以下の通り。
- 関税は基本的に輸入者側が支払うものだが、契約上、輸出者が負担するなどの規定がある場合（注2）などはその限りでない。また、取引先との関係上、相互の協議により関税相当分の値引きを要請される、販売減少を避けるため輸出者自らが値下げするなどのケースも考えられ、相互関税の影響は企業、品目など個別の取引によって異なる。

（注2） インコタームズ（国際商業会議所（ICC）が定めた貿易取引における売主と買主の責任範囲を明確にする国際規約）におけるDDP（Delivered Duty Paid；売主が指定仕向け地までのすべての費用を負担する）取引など

品目	関税率
個人手荷物など（注3）	無税
US\$800以下の貨物（注4）	無税
温州みかん	1.9セント/kg + 相互関税10%
日本酒	3セント/L + 相互関税10%
牛肉（注5）	10%など + 相互関税10%
衛生用紙	無税 + 相互関税10%

（注3） 合衆国法典第50編第1702条（b）の対象品目

（注4） デミニミスルール：輸入申告額が800ドル以下の少額貨物の輸入に対して関税支払いなどが免除される

（注5） 冷蔵・冷凍、肉の部位等により関税率が異なる。日米貿易協定による2025年の低関税枠（日本枠200トンと複数国枠を合わせた65,005トンまで従量税率4.4セント/kg）は既に枠の上限に達しており、MFN税率が適用される

品目	関税率
乗用車	2.5% + 自動車25%
自動車部品（5/3以降）	10～37.5% + 自動車25%
船舶（貨物船）	無税 + 相互関税10%
鉄鋼製品（シートパイル）	無税 + 鉄鋼25%
鉄鋼製品（鋼管等）	無税（枠内） + 相互関税10%
衣料品（男性用シャツ）	1.1～25.9% + 相互関税10%
玩具	無税 + 相互関税10%
猟銃	3.1～13% + 相互関税10%

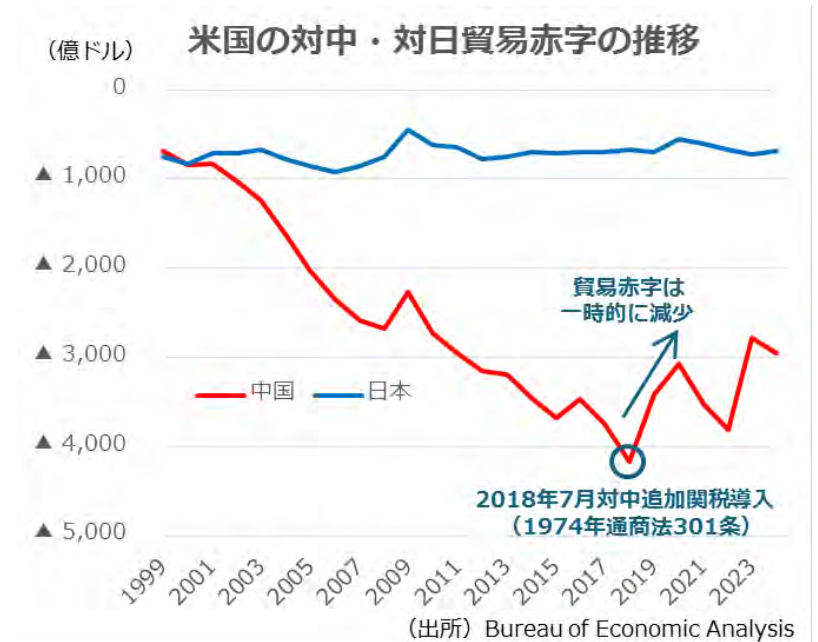
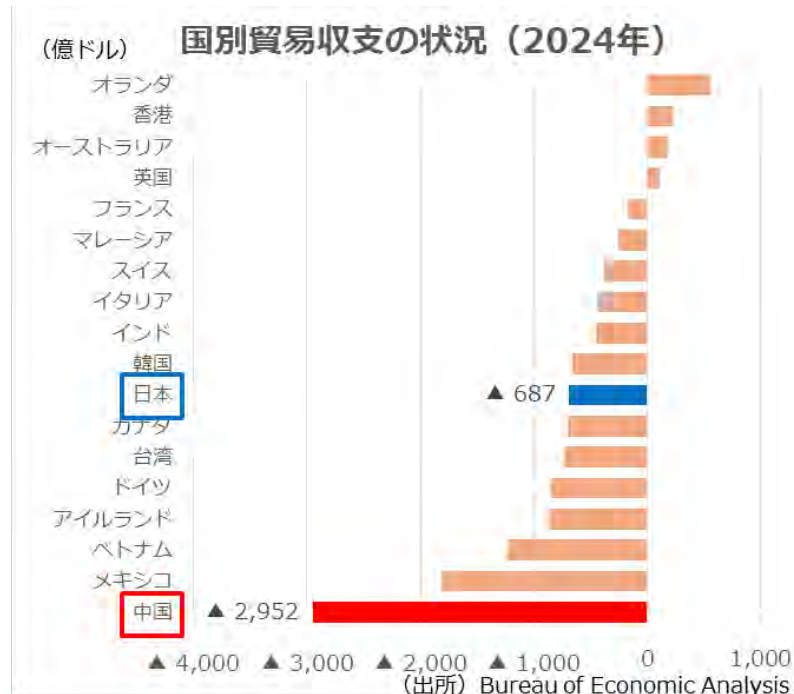
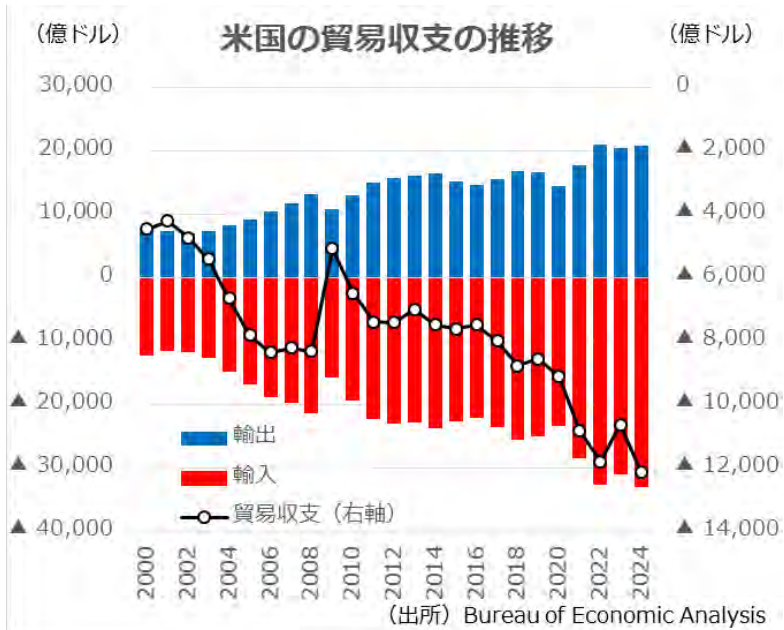
（出所）日本貿易振興機構（ジェトロ）資料、「World Tariff」

※ その他の品目の税率については、「HTS Search」や「World Tariff」を利用するなどしてご確認ください。

※ 実際の商取引に際しては、必ず輸入者等を通じ、米国税関にご確認下さい。

5. 米国の貿易赤字と「相互関税」

- 米国政府が問題視している貿易赤字（モノの収支）は年々拡大しており、2024年の貿易赤字額は約1兆2,000億ドルにのぼる。これをみると、「貿易赤字削減」が米国の大きな課題であることは間違いない（サービス収支は3,000億ドル程度の黒字）。
- 国別では対中国の貿易赤字が突出している。それ故に、米国は「相互関税」以前から中国に対して様々な追加関税を導入してきており、2018年、第一次トランプ政権が導入した対中追加関税等の影響もあって、対中貿易赤字は一時的に改善された。
- この追加関税がバイデン政権でも廃止されなかったということは、トランプ大統領ならずとも、米国にとって対中貿易赤字の削減は重要課題なのだろう。しかし、中国は相互関税に対して徹底抗戦の構えにあり、報復関税によって米国の対中輸出も減少すると見込まれるため、対中貿易赤字ゼロの実現は困難に見受けられる。
- 日本との交渉をみると、論点は貿易赤字から為替政策、在日米軍駐留費負担にまで広がっている。米国の対日貿易赤字は過去25年にわたってほとんど変わっていない（むしろやや減少傾向にある）ことなども踏まえると、「相互関税」を外交カードの一つとして機能させている側面が強いと考えられる。



Disclaimer

- 本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料は、当行が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料は2025年4月23日時点の情報に基づいて作成しており、米国の貿易政策の変更、輸出入手続きにおける運用などにより、本資料に記載の情報とは異なる取り扱いがある場合がありますのでご注意ください。
- 本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料に掲載された情報を利用したことによって利用者等に何らかの損害が発生したとしても、かかる損害について当行は一切の責任を負いません。
- 本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。